						031	――――ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	ＤＺ	ＫＧ	
						039	――――その他のもの	ＤＺ	ＫＧ	
6304.20		［略］			6304.20		［同左］			
		―その他のもの					―その他のもの			
6304.91	000	――メリヤス編み又はクロセ編みのもの	ＤＺ	ＫＧ	6304.91		――メリヤス編み又はクロセ編みのもの			
						010	―――ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	ＤＺ	ＫＧ	
						090	―――その他のもの	ＤＺ	ＫＧ	
6304.92		［略］			6304.92		［同左］			
6304.93		［略］			6304.93		［同左］			
6304.99		――その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			6304.99		――その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
	010	―――亜麻製又はラミー製のもの	ＤＺ	ＫＧ		010	―――亜麻製又はラミー製のもの	ＤＺ	ＫＧ	
	090	―――その他のもの	ＤＺ	ＫＧ			―――その他のもの			
						021	――――ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	ＤＺ	ＫＧ	
						029	――――その他のもの	ＤＺ	ＫＧ	
63.05 ｛ 63.10		［略］			63.05 ｛ 63.10		［同左］			
［略］					［同左］					
84.01 ｛ 84.59		［略］			84.01 ｛ 84.59		［同左］			
84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）			84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）			
		［略］					［同左］			
8460.12 ｛ 8460.40		［略］			8460.12 ｛ 8460.40		［同左］			
8460.90	000	―その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	8460.90		―その他のもの			
						020	――研削盤	ＮＯ	ＫＧ	
						090	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	
84.61 ｛ 84.87		［略］			84.61 ｛ 84.87		［同左］			
［略］					［同左］					